

春日井市保育料徴収基準

1 保育料

階層区分	金額（月額） 単位：円			階層区分定義		
	4～6年 保育	3年 保育	1～2年 保育	前年分 所得税	前年度分 市民税	前年度分 固定資産税
A	0	0	0	生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による被保護世帯		
B 1	0	0	0	所得税、市民税及び固定資産税非課税で母子及び在宅障害児（者）がいる世帯等		
B 2	1,800	1,200	1,200	所得税及び市民税非課税で固定資産税 20,000 円未満の上記以外の世帯		
C 0	3,600	2,400	2,400	所得税及び市民税非課税で固定資産税 20,000 円以上の世帯		
C 1	7,200	4,900	4,900	所得税非課税で市民税均等割のみの世帯		4,000 円以上の世帯 C 2 へ
C 2	8,600	6,100	6,100	所得税非課税で市民税所得割 10,000 円未満の世帯		6,000 円以上の世帯 C 3 へ
C 3	9,800	7,500	7,500	所得税非課税で市民税所得割 10,000 円以上の世帯		8,000 円以上の世帯 D 1 へ
D 1	10,700	8,300	8,300	5,000 円未満の世帯		10,000 円以上の世帯 D 2 へ
D 2	13,500	11,300	11,300	5,000 円以上 8,500 円未満の世帯		
D 3	16,800	14,600	12,900	8,500 円以上 20,000 円未満の世帯		
D 4	20,100	17,900	14,600	20,000 円以上 30,000 円未満の世帯		
D 5	23,300	21,200	14,600	30,000 円以上 40,000 円未満の世帯		
D 6	26,900	21,900	16,300	40,000 円以上 50,000 円未満の世帯		
D 7	30,600	21,900	16,300	50,000 円以上 60,000 円未満の世帯		
D 8	34,200	21,900	16,300	60,000 円以上 70,000 円未満の世帯		
D 9	37,500	22,700	18,000	70,000 円以上 80,000 円未満の世帯		
D 1 0	40,900	22,700	18,000	80,000 円以上 90,000 円未満の世帯		
D 1 1	44,200	22,700	18,000	90,000 円以上 102,500 円未満の世帯		
D 1 2	47,700	23,400	19,100	102,500 円以上 202,500 円未満の世帯		
D 1 3	49,500	23,400	19,100	202,500 円以上 302,500 円未満の世帯		
D 1 4	49,500	23,400	19,100	302,500 円以上 412,500 円未満の世帯		
D 1 5	49,500	23,800	19,700	412,500 円以上 542,500 円未満の世帯		
D 1 6	49,500	23,900	19,800	542,500 円以上の世帯		

備考

- 1 保育料の算定は、児童の保護者の合計税額により行う。ただし、当該世帯において、保護者以外の者が主たる生計者の場合は、その者の合計税額により行う。
- 2 この表中「4～6年保育」とは当該年度の前年度の3月31日において3歳に達していない児童の保育の実施をいい、「3年保育」とは当該年度の前年度の3月31日に3歳の児童の保育の実施をいい、「1～2年保育」とは当該年度の前年度の3月31日において4歳に達している児童の保育の実施をいう。
- 3 この表中「所得税」とは、所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和 22 年法律第 175 号）の規定によって計算された所得税の額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。
 - (1) 所得税法第 92 条第 1 項並びに第 95 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項
 - (2) 租税特別措置法第 41 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項、第 41 条の 2、第 41 条の 19 の 2 第 1 項並びに第 41 条の 19 の 3 第 1 項
 - (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成 10 年法律第 23 号）附則第 12 条
- 4 この表中「母子及び在宅障害児（者）がいる世帯等」とは、次に掲げる世帯をいう。
 - (1) 母子及び寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第 17 条に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯
 - (2) 保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯
 - (3) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者を有する世帯
 - (4) 療育手帳の交付を受けた者を有する世帯

- (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者を有する世帯
- (6) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者を有する世帯
- 5 この表中「均等割」とは地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 292 条第 1 項第 1 号に規定する均等割の額をいい、「所得割」とは同項第 2 号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第 314 条の 7 並びに同法附則第 5 条第 3 項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。
- なお、同法第 323 条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。
- 6 同一世帯で 2 人以上の児童が保育園、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部又は情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童デイサービスを利用している場合において、これらの児童のうち第 2 子が保育園に入所しているときは、その児童の保育料は、各階層区分の半額とする。ただし、D 8 階層から D 1 6 階層までの世帯で第 1 子が当該年度の前年度の 3 月 31 日において 3 歳以上であり、第 2 子が 4～6 年保育の児童であるときの 4～6 年保育の児童の保育料は、次の表のとおりとする。
- また、第 3 子以降の児童の保育料は、0 円とする。

階層区分	金額（月額）	単位：円
D 8	19,000	
D 9	20,900	
D 1 0	24,300	
D 1 1	27,600	
D 1 2	30,200	
D 1 3	32,000	
D 1 4	33,000	
D 1 5	34,000	
D 1 6	35,000	

- 7 同一世帯で、次の各号のいずれにも該当する児童が 3 人以上いる場合において、これらの児童のうち第 3 子以降の児童であり、4～6 年保育である児童の保育料は、前項の規定にかかわらず 0 円とする。
- (1) 保護者に監護されていること。
 - (2) 保護者と生計を同じくしていること。
 - (3) 年度初日において 1 8 歳未満であること。
- 8 月の初日（その日が休園日のときは、翌開園日）以外に入退園した児童のその月に係る保育料については、次に定めるところにより日割りによって算出した額（その額に 10 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、退園に伴う日割り保育料については、退園予定月の前月末日までに申し出があった場合に限る。
- (1) 入園の場合
 $\text{保育料} \times \text{その月の月途中入園日からの開園日数} (25 \text{ 日を超える場合は、} 25 \text{ 日}) \div 25 \text{ 日}$
 - (2) 退園の場合
 $\text{保育料} \times \text{その月の月途中退園日の前日までの開園日数} (25 \text{ 日を超える場合は、} 25 \text{ 日}) \div 25 \text{ 日}$
- 9 4 月分から 6 月分までの保育料の額の決定に際してこの表の規定を適用する場合においては、同表中「前年分」とあるのは「前々年分」とする。

2 延長保育料

実施区分	金額（月額）	単位：円
ア 午前 7 時 30 分以前の保育の実施	1,000	
イ 午後 6 時 30 分以後の保育の実施	1,000	

備考

「1 保育料」の階層区分が A、B 1 階層のときは、この表の規定は適用しない。

3 休日保育料

実施区分	金額（日額）			単位：円
	4～6 年保育	3 年保育	1～2 年保育	
1 日	3,000	1,500	1,500	

備考

「1 保育料」の表備考第 2 項の規定は、この表において準用する。